

改正概要説明書

国名：オーストラリア

法令名：商標規則

改正情報：2016年法規 No. 694 までの改正を含む，2016年5月26日編集

改正概要：

1. 登録に対する異議申立に関する改正

・商標法の改正により，異議申立期間が3月から2月（公告日から2月）へ短縮されたこと，異議申立てを受けた出願人は答弁の意思通知（Notice to Intention to Defend）を提出しなければならないこと等規定された。それに伴う改正である（規則 5.1-規則 5.20，規則 17A.34A-規則 17A.34）。

2. 補正に対する異議申立に関する改正

・通知及び申立を行う機会や登録官の行う通知や指示などが明確に規定された（規則 6.5-規則 6.11）。

3. 不使用による登録簿からの商標の抹消に関する改正

・抹消申請の実行について，登録官の書類又は証拠の提出指示や異議申立書の提出，証拠の提出等が詳細に規定された（規則 9.1-規則 9.23，規則 17A.48-規則 17A.48Z）。

4. オーストラリアの商標を侵害する商品の輸入に関する改正

・指定所有者が関税庁長官に対し，差押商品の引渡に関する請求するに際して，「指定所有者の完全名称」，「自宅又は業務宛先及び送達宛先」，「指定所有者に係る電話番号」，「差押商品の引渡を求める理由」等を提出する必要がある旨規定された（規則 13.1A-規則 13.5）。

5. 登録商標弁護士に関する改正

・「重大な違法行為」の定義が明確となった。また重大な違法行為については，登録商標弁護士の登録の保留となる旨規定された（規則 20.14A-規則 20.14B）。

6. 法人商標弁護士に関する改正

・法人商標弁護士に関する新しい規定である。法人商標弁護士としての登録申請，抹消，懲戒等について規定された（規則 20A.1-規則 20A.22）。

7. 雑則に関する改正

・登録官が行う聴聞について，規定が明確となった（規則 21.15-規則 21.16）。商標法 224 条に規定されている原因のために行った期間延長に対する異議申立についての手続きが詳細となった（規則 21.20A-規則 21.20G）。

改正内容：

• **規則 2.1**

「AAT」，「委員会」，「行動規範」，「指定管理人」，「懲戒審判所」及び「商標弁護士登録簿」が追加された。

• **規則 2.3**

新設規則である。

• **規則 4.7**

(1) (c) が削除された。

• **規則 5.1-規則 5.20**

新設規則である。旧規則 5.1-5.19 は全面改正された。

• **規則 6.5-規則 6.11**

新設規則である。旧規則 6.5-6.6 は全面改正された。

• **規則 9.1-規則 9.23**

新設規則である。旧規則 9.1-9.4 は全面改正された。

• **規則 13.1A-規則 13.5**

新設規則である。旧規則 13.1-13.2 は全面改正された。
規則 13.6-13.9 は旧規則 13.3-13.6 と同一である。

• **規則 17A.28**

(2) (b) において第 41 条 (6) (a) が第 41 条 (3) (b) に変更された。
(3) は新設項である。

• **規則 17A.29-規則 17A.33**

新設規則である。旧規則 17A.29-17A.30 は全面改正された。

• **規則 17A.34A-規則 17A.34M**

新設規則である。旧規則 17A.32-17A.33 は全面改正された。
規則 17A.34N-17A.34P は旧規則 17A.34-17A.35 と同一である。

• **規則 17A.34Q-規則 17A.35**

新設規則である。

• **規則 17A.48-規則 17A.48Z**

新設規則である。旧規則 17A.48 は全面改正された。

• **規則 20.1A**

新設規則である。

• **規則 20. 1**

「委員会」，「登録簿」/「商標弁護士登録簿」が削除され，「重大な違法行為」及び「不十分な専門職行為」が追加された。

• **規則 20. 14**

(e)が削除された。

• **規則 20. 14A-規則 20. 14B**

新設規則である。

• **規則 20. 15**

(d)及び(e)は新設項である。

• **規則 20A. 1-規則 20A. 22**

新設規則である。

• **規則 21. 13**

新設規則である。旧規則 21. 13 は全面改正された。

• **規則 21. 15**

(2)-(7)は新設項である。旧(2)-(10)は全面改正された。

• **規則 21. 16**

新設規則である。旧規則 21. 16 は全面改正された。

• **規則 21. 20A-規則 21. 20G**

新設規則である。

• **規則 21. 26-規則 21. 27**

削除された。

• **規則 21. 28**

(1) (f)において「規則 5. 7, 規則 5. 9 又は規則 5. 12」が「規則 5. 14, 規則 9. 16, 規則 17A. 34J 又は規則 17A. 48P」に変更された。

(g), (h) 及び(ha)は削除された。

(2) (b)において「規則 21. 26(1)」が「法 96 条, 規則 17A. 32(1), 規則 17A. 48F 又は規則 21. 20B(1)」に変更された。

• **規則 21. 29**

(1)において条約国の定義が変更された。

• **規則 21. 32**

削除された。

• 規則 21.35

(2)において再審理に関して明確化された。

• 規則 22.9-規則 22.11

新設規則である。